

志賀直哉「范の犯罪」

— 范は本当に勝利したのか? —

下岡友加

はじめに

「范の犯罪」(『白樺』大2・1)は、「初期志賀文学の末尾に輝く不滅の星」(紅野敏郎¹⁾)、「志賀が上りつめた自己中心主義のピークを示す作品」(本多秋五²⁾)として、或いは「暗夜行路」その他の「多岐にわたる自作の主題群が混在し」(中島一夫³⁾)た小説として志賀直哉の研究史上、常に重きを置かれて論及されてきた作品である。ところが、そうした重要視にもかかわらず、この作品でしばしば問われる、裁判官は何故妻を殺した范を無罪にするのかという疑問について、説得力ある見解は未だ提出されていない。従来論の多くが、結末における裁判官の「無罪」判決を「あり得べからざること」(紅野敏郎⁴⁾)、「到底リアリスティックとはいいがたい」(本多秋五⁵⁾)、「明らかに説得力に欠けている」(重松泰雄⁶⁾)と現実面から否定するか、或いは裁判官は范の「強いよろこびに感動した」(須藤松雄⁷⁾)、「自己に忠誠な范の正当性に感化され打たれた裁判官」(太田正夫⁸⁾)、裁判官は「范の生き方を肯定」(長谷川良明⁹⁾)、荒井均¹⁰⁾)したものにとらえる。実際、妻を殺した范が「自分は証拠不十分で無罪になる」と主張していると

ころへ、裁判官の「無罪」判決がなされるのであれば、作品の中で范の立場は肯定されていると考えざるを得ないだろう。しかし、本来客観的な判断を行うべき裁判官の役割からすれば、結局、現実的な設定ではありえないという指摘を否定することもできないのである。

おそらく何故范が無罪とされるのかを、一般常識に照らし合わせてみても答えは出ない。むしろ考察すべきは、范が「無罪」となるその設定が、作品全体のなかでいかなる役割を担い、何を実現しているのかということではなからうか。

本稿は、裁判官の「無罪」判決をもって、范の(抑圧から解放への物語)がより強固に完成されたと考ええる。と同時に、この非常識な裁判官の認定こそが逆に范の勝利に見えるものを疑わせ、范の思考の限界を知らしめる一つの重要な契機として機能していると捉え、以下に詳述するものである。

— 「分らない」ということの勝利

「范の犯罪」は、冒頭から范の妻殺しが「故意の業か、過ちの出来事か、全く解らなつて了つた」という謎を提示することから始められ

ている。事件後、裁判官は第一に座長に質問する。座長は「健全な、そして緊張した気分」の必要性を条件としながらも、范が妻を殺すに至った演技の難易度について「左程六ヶしい芸ではありません」と答えている。この座長の言葉は、范の行為が「故意の業」である可能性を思わせるが、その点を裁判官が確認すると、座長は芸の難易度とは別に「機械でする仕事のやうに必ず正確に行くとは断言出来」ないという理由を持ち出し、「過失」か「故意」か「私には分らない」と答える。謎は謎のままである。

第二に、裁判官は范が「此一座に加はる前から附いてゐた助手の支那人」に質問する。助手は「他人に対しては」「柔和で親切で克己心の強い」范と妻が、「二人だけの関係になると何故か驚く程お互に惨酷になる」ことを告げる。この証言は、范が妻を「故意」に殺す理由を持つことを示唆するものである。しかし、范の行為が「過りで仕事か、故意で仕事か」と問う裁判官に対し、助手は「考へれば考へる程段々解らなくなつて了」つたと返答する。出来事の起こつた瞬間、范と妻の「平常の關係」を知っている助手は「(殺したな)と思」つたが、二人の關係に先入観を持たない「口上云ひの男」は「(失策つた)」と思つたという。すなわち、范と妻の「平常の關係」についての知識の有無は、殺人が「故意」か「過失」かを決定し得る有力な情報に一見思われるものの、実のところ決め手にはなり得ず、むしろ逆に公正で客観的な判断を妨げる危険性さえ孕むことがここでは示され、裁判官の判断をますます困難にしている。

最後に、裁判官は事件の当事者である范を呼び出す。范と妻の不和の発端となつたという赤児は「乳房で息を止められ」て死んだ。この

ことについて裁判官は、妻が「故意でしたのではなかつたのか？」と問う。范は「過ちからだ」と自身は申して居りました」と妻の言い分を伝えるが、「赤児の死が総ての償ひのやうにも思はれた」という范の言葉からは、妻が「故意」に赤児を殺したという疑いを、彼自身が抱いていることがうかがえる。しかし、その妻の行為を「故意」だと証明する証拠はどこにもない。当事者である妻が「過失」だと言ひ張れば、それ以上他人が口出しすることは不可能である。范は自身の妻殺しについて、助手の証言や、妻のかつての行為(赤児殺し)を踏まえるかのように、次のように言う。

——私は其晩何うしても自分は無罪にならなければならぬと決心しました。第一に此の兇行には何一つ客観的証拠のないといふ事が非常に心丈夫に感ぜられました。勿論皆は二人の平常の不和を知つてゐる、だから私は故殺と疑はれる事は仕方がない。然し自分が何処までも過失と我を張つて了へばそれ迄だ。平常の不和は人々に推察はさすかも知れないが、それが証拠となる事はあるまい。(傍線は引用者、以下同様)

仮に「故殺と疑はれ」ても、「何処までも過失と我を張」ることによつて、そうした嫌疑を退けられるとの計算が范には働いている。「故意」か「過失」か分からなかつた過去の妻の行為は、范によつて再び繰り返されるのである。ただし、妻と范の対応で、大きく異なるのは、范が最終的に自己の行為を「過失とは決して断言」しない代わり、「故意の仕業と申す事も決して」ないと位置づけた点にある。

事件直後、「故意で」妻を殺したような気がした范は、それを「過殺と見せかけ」ようと「出来るだけ自然に」「過失と思へるやう申立ての下拵へ」までした。ところが、「前晚殺すといふ事を考へた、それだけが果して、あれを故殺と自身でも決める理由になるだらうか」との疑念が湧き、最終的に無罪になるという「目的の為には、自分を欺いて、過失と我を張るよりは、何方か分らないといつても、自分に正直でゐられる事の方が遥かに強いと考へ」るに至るのである。

かつての妻の行為同様に、「過失」だと言ひ張れば、それが他人によつて覆されることはない^と知つていながら、最終的に范はそうはせず、「分らない」という「正直」さを彼は選ぶ。ここで范にとつて「分らない」ということは、不安を招いたり、混乱に陥らせる要因ではない。そして、自分が妻を「故意」に殺したのかどうか「分らない」とが、范に自身の罪を自覚させていない。「分らない」状況を「分かる」事態へと解読を試みてきた裁判官（法の体現者）は、范の「分らない」という供述の前に為す術はない。むしろ、ここで最後に明らかにされるのは、瞬間の殺意の有無は誰にも（本人）にも「分らない」という、法にとつて極めて都合の悪い事実であつた。范の「何も彼も正直に云つて、それで無罪になれる」という論理は、裁判官の「無罪」判決によつて追認され、「分らない」という告白は勝利を与えられた。

二 抑圧からの解放

范と妻、二人の関係については、范自身の供述の前に助手からの情

報が先に読者に与えられている。

然し范は、妻には離婚を要求する理由があつても、此方にはそれを要求する理由はないと答へました。范は何処までも自分の我儘にしてゐました。どうしても妻を愛する事が出来ない、自分に愛されない妻が段々に自分を愛さなくなる、それは当然な事だ、こんな事もいつてゐました。あの男がバイブルや説教集を読むやうになつた動機もそれで、どうかして自分の心を和げて憎むべき理由もない妻を憎むといふ、寧ろ乱暴な自分の心をため直してはうと考へてゐたやうでした。

右から読者は、范が「理由もなく」、一方的に妻につらく当たるといふ行為をなし、そのために夫婦の不和が生じているように理解する。ところが、范の供述では一転して不和の原因は、夫の子ではない赤児を生んだ妻の方にあるとされる。「妻には離婚を要求する理由があつても、此方にはそれを要求する理由はない」と范が助手に語つた言葉は、事実とは正反対の言葉であつたことになる。また、「赤児は早産」といふ助手の認識も、范がそう「云つてきかしたから」だという。こうした助手と范自身の供述内容の差異は、夫婦の不和の原因を「何処までも自分の我儘にして」周囲の人間に語つた范の、極めて自制的、自虐的な人柄を浮き彫りにすることへとつながる。決して短いとはいえない期間、行動を共にしていた（「此一座に加わる前から附いてゐた」）同国人の助手にさえ、范は自身の心情のすべてをありのままに打ち明けてはいないことになる。また、「賭博も女遊びも飲酒」もせ

ず、キリスト教信者であり、「暇があると、よく説教集などを読んで居る」という范は、恐ろしく禁欲的な人物である。

しかし、その極めて自制的なあり方が逆に范を追い詰めていることは、范自身の告白に明らかである。親友と妻、双方に裏切られた范の痛手は、キリスト教にその解決と救いが求められているが、「誤りのない行為をしようといふ事」は「いつも結局何の解決もつけては呉れません」と范自身が語る無力なものである。そして、皮肉なことに「誤りのない行為をしよう」と考えて妻を離縁できなかった男が行きつづきの、妻を殺すことで自身の「本統の生活」を得ようという考えであった。

私は私が右顧左顧、始終きよとくと、欲する事も思ひ切つて欲し得ず、いやでくならないものをも思ひ切つて撥退けて了へない、中ぶらりんな、うちくとした此生活が総て妻との関係から出て来るものだといふ気がして来たのです。自分の未来にはもう何の光も見えない。自分にはそれを求める欲望は燃えてゐる。燃えてゐないまでも燃え立とうとしてゐる。それを燃えさせないものは妻との関係なのだ。(…)そして一方で死んでくれればいい、そんなきたないいやな考を繰返してゐるのだ。其位なら、何故殺して了はないのだ。殺した結果がどうならうとそれは今は問題ではない。牢屋へ入れられるかも知れない。しかも牢屋の生活は今の生活よりの位いいか知れはしない。其時は其時だ。其時に起ることは其時にどうにでも破つて了へばいいのだ。破つても、

破つても、破り切れないかも知れない。然し死ぬまで破らうとす

ればそれが俺の本統の生活といふものになるのだ。

他者の死を願うくらいなら、なぜ自身の手で相手を殺さないのかと范は自問する。彼の抑圧された状況と、それをうち破りたいとする欲求の強さのほどが如実に知れる部分である。范が「本統の生活に入らうとがき苦しんでゐるのを、押し合ふやうな少しも隙を見せない心持で、しかも冷然と側から眺めてゐる」という妻からの圧迫、そして、范自身のすべてを自分一人で解決しようとするようなあり方、そのなかで消える事のない鬱屈と「本統の生活」への希求は、妻殺しという結果を招いた。裁判官と范の間に行われた最後の質疑応答は次のようなものであった。

「所でお前には妻の死を悲しむ心は少しもないか？」

「全くありません。私はこれまで妻に対してどんな烈しい憎みを感じた場合にもこれ程快活な心持で妻の死を話し得る自分を想像した事はありません」

自分の妻の死を悲しむ心が全くないどころか、「快活な心持」だとまで他人に対して断言する范の発言は異常である。この裁判官の質問は、范の供述が真に正直なものであるかということの、最終的な確認作業であったと考えられる。范に嘘偽りや少しでもやましいところがあれば、妻の死を悼む気持ちがないと、これほどまでの明言は不可能なはずだからである。

この小説では、死んでしまった妻の立場から事情が語られることは

なく、殺人者・范の供述が最大の情報源となっている。特に、小説の後半部は范の肥大化した語りによって殆どの本文が支配されている。

ここには、范の生活が段々と壊れるのを「残酷な眼つきで只見てゐ」たと語られるような妻よりも、「自分の本統の生活に入らうともがき苦しんでゐ」たと主張する范の立場の方に、読者が知らず置かれる語りの独占がある。既に千種・キムラー・ステイブンが指摘するように、范の妻に名前がないことも、読者の妻への感情移入を難しくする要因の一つであろう。そうして范の立場に読者を巻き込んだ上で、范の（抑圧から解放への物語）をより強固に完結させる装置が、裁判官の「無罪」判決であった。

裁判官の質問は、范の抑圧状況の原因を明らかにすることにはじまり、次にいかに彼が抑圧されていたかを、そしてその結末として事件当日の惨劇の様子を順に追うかたちで行われている。本来ならば、裁判官は妻を殺した事件当日の状況から范に説明を求めてもよかつたはずである。が、この小説での裁判官の質問の手順は、范が「中ぶらりんな、うぢ／＼とした此生活」を妻を殺す事によってうち破り、「これ程快活な心持で妻の死を話し得る自分を想像した事はありません」という解放の喜びを得るまでの経過をそのまま順を追って明らかにすることに手を貸す。この小説における裁判官は、范の妻殺しによる（抑圧から解放への物語）の軌跡をより分かりやすく導いていくための案内役を担っており、さらには范の望む「無罪」を自身の内に湧き上がった「何か知れぬ興奮」とともに与える、范の（物語）にとって不可欠の共犯者である。

三 「本当（統）の生活」とは何か？

法の体現者であるはずの裁判官は、范の妻殺しを「無罪」としたが、この「到底リアリティックとはいいがたい」判断は、読者に小説の最終地点から再び小説本文を読み返す機会と動機を与える。

范の供述では先にも確認したように、彼と妻の不和の原因は、妻が范以外の男性の子を産んだことに端を発するとされていた。しかし、その際に范が行った説明は、相手の男について「想像してゐます。それは妻の従兄です。」というあくまで彼の「想像」に基づく判断であった。そもそも妻はその関係について范に打ち明けていないことが裁判官とのやりとりで明らかである。果たして本当に妻は従兄と関係して子を宿したのであろうか。范の供述をすべて絶対的な真実と認定するには小説の記述自体に曖昧さ、空白が残されている。范は疑惑の根拠の一つとして「赤児は私の所へ来て八月目に生まれ」ことを語った。しかし、赤児が「八月目に生まれ」ることは、一般的にも十分にあり得ることであり、実際に、助手は「早産」と聞かされ、その説明に納得していた。なぜそれが自分の子ではなく、また早産でもないかと、范に判断できたのだろうか。さらに、妻の赤児殺しについても同様である。范は「故意」と考えているようだが、それが「過失」か「故意」かについては、妻以外の人物に分かることではない。少なくとも妻は「過失」だと范に語っているのである。果たして、范の妻への悪感情の原因は、どれだけ信憑性のあるものなのか。それを疑わせる材料が実は小説本文そのものに存する。

また、范が裁判官の前に登場してきた場面であるが、その際、本文にはこう語られている。「引きしまつた蒼い顔をした、賢さうな男」で、「一眼で烈しい神経衰弱にかかつてゐる事が裁判官に解つた」。「烈しい神経衰弱にかかつてゐる事」がはじめて出会つた他人にも一目で分かる男の供述を、読者はすべてそのまま信じてよいのだろうか。

続けて言おう。范は「近頃自分に本当の生活がないといふ事を堪らなく苛々して居た」と犯行前日の自身の心情を説明しているが、では、彼の言う「本当の生活」とは一体どのような生活なのだろうか。「自分の本統の生活に入らうともがき苦しんでゐるのを、押し合ふやうな少しも隙を見せない心持で」妻が「冷然と側から眺めてゐる」、「弱い癖に本統の生活に生きたいといふ欲望が強かつた」、「うちくとした此生活が総て妻との関係から出て来るものだ」と、繰り返し「本当(統)の生活」の実現を妨げる要因としての妻、妻との虚偽の関係への嫌悪、苛立ちが范の口から語られているが、果たして妻一人によつて妨げられる「本当の生活」とは、一体どれほどの価値ある生活なのだろうか。また逆に言えば、范の希求した「本当の生活」とは、妻が死にさえすれば、実現しうるものなのだろうか。他者を抹殺することでしか成立し得ない「本当の生活」とは、いかなる内実を備えたものなのか。范は「本当の生活」の中身については少しも具体的に言及していない。范は妻を殺して、これ以後本当に、彼の言うところの「本当の生活」を確立し得て、幸せな日々を送ることができなのだろうか。そういう疑問を抱く余地が、この小説には十二分に残されている。

小説後半で長々と展開(許容)される范の供述内容や、それを肯定するかたちの裁判官の「無罪」判決には、確かに范の立場への肯定、

すなわち、先行研究の指摘する初期志賀文学に特徴的な「自我貫徹」のテーマが見てとれる。「自分の自由を得るために他人をかへりみまい。而して自分の自由を得んがために他人の自由を尊重しやう。他人の自由を尊重しないと自分の自由をさまたげられる。二つが矛盾すれば、他人の自由を押しやうとしやう」(明治四十五年三月十三日・志賀直哉日記)という、作家自身の信条を「范の犯罪」を支える思想として見ることは容易である。しかし、実際に小説に配置された人物たちの語り(語られないことも含めて)に注意深く耳を傾けると、別なる人間関係の可能性や、范自身が依拠する信条や希求するものの不透明さ、危うさも見てとれるのである。果たして、范は「無罪」となつて勝利したと言えるのだろうか。むしろ、彼を待つのは、正直さを第一義とするがゆえの、他者とのつながりや信頼関係を持たぬ、孤絶した世界ではないのか。范の則る規範のなかでは、一切の偽りはゆるされない。果たしてそこに人は長く住むことができるだろうか。

おわりに

「范の犯罪」は、瞬間の殺意の有無を人間が、或いは人間が創り出した法がどこまで正確に把握し得るかということと、「分らない」といふことに勝利を与えるかたちで問題提起した小説である。さらには、范の供述や価値観が本当に真実・絶対か、それが転覆させられる可能性を本文に残して、何が真実かということさえも宙づりにする小説である。人間心理と行為の背景は、決して誰にも見通せないという世界の本性

がここには浮き彫りにされる。一般には描写に優れた手腕を発揮する志賀文学のなかで、会話文が殆どを占めるという点で形式上特異な小説と言えるが、のちの芥川龍之介「藪の中」(『新潮』大11・1)にも通じる、語り手の「騙り」性が生かされた、多様な解釈を提供し続ける小説と位置づけられよう。

妻の背後に別なる男の存在を見て脅かされる夫の立場は、この後も志賀文学において「暗夜行路」(『改造』大10・1)、『昭12・4』や「雨蛙」(『中央公論』大13・1)に追究される。志賀はそれら後続の作品で、繰り返し主人公に妻の過失をゆるす行為を課した。「暗夜行路」における時任謙作の妻・直子に対する(ゆるし)は決して簡単には実現しないが、他者の過ちを許容することができない人間は、結局他者のみならず自らを追い込み、自らを蝕む。「范の犯罪」の范は、そのような謙作同様の苦難を背負う人物の、早い出現である。甚だ遡及的な言い方になるが、裁判官が「あり得べからざる」かたちでしか范の思想を弁護できなかった、というより弁護しなかった点にこそ、志賀文学の、のちの展開への可能性は残されていたと考えたい。

注 「范の犯罪」本文及び志賀直哉の文章の引用は、すべて新版『志賀直哉全集』(岩波書店 平10・12)『平14・3』に拠り、本文中の旧字体は新字体に改めた。

- (1) 『鑑賞日本現代文学第七巻 志賀直哉』(角川書店 昭56・5)
- (2) 『志賀直哉(上)』(岩波書店 平2・1)
- (3) 「主体」への疑い—志賀直哉『范の犯罪』論—(『早稲田実業学校研究紀要』第28号 平6・3)

- (4) 注(1)に同じ
- (5) 注(2)に同じ

(6) 『范の犯罪』解説』(『近代文学論集』第7号 昭56・11)、『日本文学研究資料新集21 志賀直哉・自我の軌跡』有精堂 平4・5)所収)

(7) 『近代文学鑑賞講座10 志賀直哉』(角川書店 昭42・3)

(8) 『作品研究 志賀直哉の短編』(古今書院 昭43・2)

(9) 「志賀直哉研究『和解』以前について」(『日本文学論集』第7号 昭58・3)

(10) 『志賀直哉論』(教育出版センター 昭60・12)

(11) ただし、本来は「故意」か「過失」かとは別に、妻を殺したこと自体に范は罪の意識を持つのが通常の反応と考えられる。上田穂積は「正義派」と「范の犯罪」を検討して、他者の「痛み」に対して(志賀直哉)があまりにも無関心であり、「どこか均衡を逸した行為」ではないかと指摘している(『正義派』『范の犯罪』—響きあうコトバ—『国文学解釈と鑑賞』至文堂 平15・8)。

(12) 『范の犯罪』(志賀直哉)と性の政治』(江種満子他著『男性作家を読む フェミニズム批評の成熟へ』新曜社 平6・9)

(13) 伊藤佐枝は「范の犯罪」と同一の題材で描かれた、武者小路実篤の「罪なき罪」「不幸な男」、里見弴「恐ろしき結婚」を比較し、「四作を並べた時に際立つ『范の犯罪』の特質は、夫婦の不和の原因として夫が主張する「妻の生んだ赤児が私の児でない」という情報の真偽が、読者には分らないように書かれている事」、志賀は、范が邪推をしているだけかもしれないという疑惑をあえて読者に許したことを既に指摘している(『日本文学に於ける(親密性テロリズム)の様相・序説—志賀直哉『范

の犯罪」とその周辺を起点として(前篇)——『論樹』第19号 平17・12)。

(14) 山口直孝は「裁判官」の「無罪」の判断は、「范」への共感に促されたものではなく、「一眼で烈しい神経衰弱にかゝつてゐる事が裁判官に解つた。」という「范」の外観と彼の奇矯な供述とに基づき、適正なものであったとも解せるのではなからうか」と述べ、「事件の発生から予審集結までを「范」が強度の狂人に転落していく過程として捉える視点を加えることで、『范の犯罪』はアイロニカルなテクストとなる」とする読みを提出している(志賀直哉『范の犯罪』論——「范」の形象と舞台設定をめぐって——『日本近代文学』平6・10)。

(15) 小松里江に「范の語る本統の生活とは抽象的であつて、具体的に追究することはできない。社会的規範を破つた後にどのような生活が可能になるかの具体的なイメージが范にはない。本統の生活に生きるという規範は、他の規範を破つてしまつても構わないと告げるだけで、積極的にどうせよとは教えない」との指摘がある(志賀直哉『范の犯罪』論『国文白百合』第37号 平18・3)。

(16) 志賀直哉は「范の犯罪」のモデルとなつた従弟の自殺事件に言及し、「どうしても二人が両立しない場合には自分が死ぬより女を殺す方がましだつたといふやうな事を考へた。気持の上で負けて自分を殺して了つた善良な性質の従弟が歯がゆかつた」(「創作余談」『改造』昭3・7)、「細君と両立しないで自殺をする場合、自分なら女を殺してもよかつた。はがゆい感じを自分流に直してこれ(引用者注・「支那の奇術のテーマ」)にくつつけた」(『范の犯罪』に就いて『現代』昭10・3)と日記の記述内容と通底する自身の心意を明らかにしている。しかし、伊藤(注13)の指摘する通り、妻の結婚前の行為と夫以外の子を妊娠・出産したとい

うことの真偽が、「范の犯罪」では確かめようのない情報とされている点にやはり留意する必要がある。「范の犯罪」をしてそのまま志賀の「自我貫徹」の発現とする論考は、小説の持つ独自の設定を無視している。

(17) この「暗夜行路」の様相については、拙著『志賀直哉の方法』(笠間書院 平19・2) 第三部に詳述。

(しもおか ゆか、県立広島大学准教授)